

公益社団法人大分県臨床工学技士会の企業等に関する広告掲載規約について

1. 大分県臨床工学技士会（以後当会とする）のホームページ（以後 HP とする）や当会で運営する SNS（LINE や Twitter、Facebook、Instagram）での掲載に関して、他県臨床工学技士会・臨床工学技士業務に関連する学術団体・大分県保健医療団体協議会の開催内容は理事会の協議なく、関係理事が理事用 ML と事務局宛へメールにて掲載依頼を行うことができる。
2. 企業等が関連するセミナーやポスター情報を掲載する場合は、当会の賛助会員であることを原則とする。
3. 賛助会員では、
 - セミナー開催時に、当技士会の HP や SNS で広告掲載が可能となる。
 - 当技士会が共催・名義後援のポスター案内や掲示が可能となる。
 - 上記を実施する場合は、理事と事務局へMLでの連絡のみで掲載可能とする。
4. 非賛助会員では、
 - 過去 2 年の間に当技士会にセミナー等で機器展示および広告・寄付の実績があれば、HP や SNS 等の広告掲載を可能とする。
 - 上記の実績がない場合は、賛助会員もしくは当技士会の先に予定している学会やセミナーの展示・広告・寄付の打診を行い、賛同頂いた場合は掲載可能とする。また、当技士会の理事・委員・会員が企業開催セミナーの司会や講師として参加する場合も同様とする。
 - 広告掲載する場合は、関連理事により理事用 ML と事務局宛へメールにて掲載依頼を行うことが可能となる。
 - 非賛助会員の企業が開催するセミナーでは、企業独自で当技士会員へ開催案内をすることについて特段責任は問わない。
5. 非賛助会員で当技士会での寄付の実績のない企業の広告について協議する場合は開催される予定の 2 カ月以前を限度として、当理事会の承認されたものを HP や SNS に掲載を可能とする。また、開催予定期日が短いものに関しては、1 カ月以上前を限度（安定した情報提供の信頼確保のため）として、理事長の承認が取れたものを掲載可能とする。掲載する場合は、関連理事により理事用 ML と事務局宛にてメールで掲載依頼を行う。
6. その他、その時々や情勢に応じて理事会で規定の変更を行う。

作成：2023 年 8 月 28 日 広報理事竹中